

裁決評釈

滞納者を契約者兼被保険者とし、保険金受取人を審査請求人とする保険契約に基づいて死亡保険金を受領した審査請求人は、国税徴収法第 39 条の規定により、滞納者が払込みをした保険料相当額の第二次納税義務を負うとした事例

国税不服審判所平成 22 年 3 月 9 日裁決（裁決事例集 79 号）

前税務大学校研究部教授
深 井 剛 良

◆SUMMARY◆

国税徴収法は、本来の納税義務者から国税を徴収できない場合に、当該納税義務者と一定の関係にある者からその国税を徴収することができる第二次納税義務の制度を定めている。この第二次納税義務は 11 種類あるが、最も多く適用されているのが同法第 39 条に定められている無償譲受人等の第二次納税義務であり、近年、その告知処分の適否が争われる事例も多いようである。

本稿は、特殊な事例とは思われるが、表題の事例についての裁決(<http://www.kfs.nta.go.jp/service/JP/79/43/index.html>)を通じて、同条の第二次納税義務の制度の趣旨や要件等を明らかにした上で、上記裁決の妥当性について評釈するものである。（平成 24 年 10 月 26 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1 事案の概要	182
2 裁決の要旨	182
3 評 釈	184
(1) 徴収法第 39 条の第二次納税義務の要件	184
(2) 徴収法第 39 条の第二次納税義務制度の趣旨	184
(3) 徴収法第 39 条にいう「無償譲渡等の処分」の意義	185
(4) 保険金受取人に対する徴収法第 39 条の適用事例の有無等	185
(5) 他人のための保険契約に基づく保険金払込みの無償譲渡等の処分該当性について	186
(6) 無償譲渡等の処分と保険金請求権取得との基因関係等について	187
(7) 徴収法第 39 条の「受けた利益」について	188
(8) 本裁決の評価	188

1 事案の概要

本件は、納税者 A（以下「本件滞納者」という。）が死亡したことにより、本件滞納者を契約者兼被保険者とし、死亡保険金の受取人を審査請求人（以下「請求人」という。）とする生命保険契約に基づいて請求人が死亡保険金を受領したところ、原処分庁が、請求人は本件滞納者のした当該生命保険契約に基づく保険料の払込みにより利益を受けたとして、請求人に対し、国税徴収法（以下「徴収法」という。）第 39 条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》の規定に基づき、当該払込保険料相当額を限度とする第二次納税義務の納付告知処分をしたのに対し、請求人が、当該保険料の払込みの時に請求人は何ら利益を受けていないから、当該納付告知処分は違法であるとして、その全部の取消しを求めた事案である。

2 裁決の要旨

保険契約者が保険金の受取人を第三者とするいわゆる他人のための生命保険契約に基づく保険料の払込みは、保険会社に対して生命

保険契約に基づく義務を履行するものではあるが、保険事故が発生したときに当該第三者に利益を与える目的を達成するために、自己の積極財産を減少させる行為であるから、保険金受取人は、保険事故が発生した場合、保険契約者の行った保険料の払込みという積極財産を減少させる行為によって、無償で保険金支払請求権を取得し、利益を受けたといえることができる。

そして、保険金の支払請求権は、保険事故の発生により、保険金受取人が原始取得するものであり、保険金は滞納者である保険契約者からではなく保険会社から支払われるものであるから、滞納者である保険契約者が保険金受取人に対して直接財産処分行為をしたとはいえないが、徴収法第 39 条の条文からすれば、滞納者の財産処分行為と保険金受取人の受けた利益との間に基因関係が認められれば足り、滞納者が保険金受取人に対して直接財産処分行為を行っていることまで要するものではないと解するのが相当である。

もっとも、徴収法第 39 条が、国税債権の確保のための詐害行為取消権の行使による逸

出財産の取戻しを行うのと同様の効果を得ようとするものであること、同条にいう「無償譲渡等の処分」（筆者注：「無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分」のこと）が、第三者に異常な利益を与える積極財産の減少行為をいうものと解され、本件のような被保険者が死亡した場合にその遺族に保険金が支払われる生命保険契約が、被保険者の死亡後における遺族の生活を保障するために締結されるものであり、保険料の払込みが当該契約に基づく債務の履行にすぎないことからすれば、保険契約者の職業や地位、資力、遺族の人数・年齢、国税の納付・徴収と保険料の払込みとの関係等を総合的に考慮して、当該保険料の払込みと保険事故発生後の保険金の支払が保険金受取人に異常な利益を与えるものであるといえない限り、保険料の払込みが徴収法第 39 条の「無償譲渡等の処分」に当たらないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件滞納者は、滞納国税のほか多額の債務を抱えていた状況の下で、本件各滞納国税のうち法定納期限が最も古い国税の法定納期限の 1 年前の日以後本件滞納者が死亡するまでの間の納付回数は 6 回にとどまり、月平均納付額も約〇〇〇〇円にとどまる一方、毎月計〇〇〇〇〇円の保険料を継続的に払い込んだこと、請求人が受領した死亡保険金の総額が 394,201,799 円であって、遺族は請求人と成人していた子 C であることからすれば、本件滞納者が請求人とともに歯科医業を営み、相当の収入を得ていたこと、また、一般的には遺族を受取人とする生命保険契約が、被保険者の死亡後における遺族の生活を保障するために締結されるものであり、本件においても、本件滞納者の死亡後における配偶者、子 B 及び子 C の生活を保障するものとして締結されたものであると考えられることを考慮しても、本件各生命保

険契約に基づいて本件滞納者がした保険料の払込みは、請求人に異常な利益を与えるための積極財産の減少行為として、徴収法第 39 条の無償譲渡等の処分に当たるといわざるを得ない。

そうすると、請求人は、本件滞納者が本件各生命保険契約に基づいてした保険料の払込みという無償譲渡等の処分により、本件滞納者の積極財産の減少額である払込保険料と同額の利益を受けたものと認められる。

この点に関して、請求人は、徴収法第 39 条が規定する無償譲渡等の処分により利益を受けた者が特殊関係者である場合の第二次納税義務の範囲について定めた徴収法基本通達第 39 条関係 16 が、無償譲渡等の処分によって受けた利益が金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの額を第二次納税義務の範囲とする旨を定めていることをもって、本件滞納者が保険料を払い込んだ時には利益が生じていないから、請求人の受けた利益はない旨主張するが、同通達は、受益者が滞納者の親族その他の特殊関係者である場合、第二次納税義務の範囲は、利益が現に存する限度ではなく、無償譲渡等の処分により受けた利益の限度とされていることから、無償譲渡等の処分によって滞納者から受益者に直接財産が移転したような場合、すなわち、受益が無償譲渡等の処分の時に生じる場合には、その時点における無償譲渡等の処分により受益者が取得した財産の価額が第二次納税義務の範囲となる旨を定めたものと解されるのであり、徴収法第 39 条が、滞納者の行った無償譲渡等の処分によって利益を受けた特殊関係者に対して受けた利益の限度で第二次納税義務を負わせることにより、逸出財産を取り戻して国税債権の確保を図るのと同様の効果を得ようとするものであることからすれば、条件が成就することによって滞納者の財産処分行為に基因する受益が生じる場合には、無償譲渡等の処分が

行われた時点で受益が生じていなければならないと解するのは相当でなく、受益が生じた時点における現況により、第二次納税義務の範囲を判定するのが相当である。

これを他人のためにする生命保険契約についてみると、保険契約者は、保険事故の発生を条件として、保険金受取人に対して利益を与える目的で保険料の払込みという財産処分行為を行うのであるから、上記の法令解釈に照らして同条を適用することができる場合には、その条件が成就したときの現況により利益の有無及びその範囲を判定するのが相当である。

したがって、請求人の主張は採用できない。

3 評 釈

(1) 徴収法第 39 条の第二次納税義務の要件

徴収法第 39 条は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の 1 年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分（無償譲渡等の処分）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（当該第三者が滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨規定している。したがって、同条の第二次納税義務の要件は、①いわゆる徴収不足と認められること、②納税者が滞納国税の法定納期限の 1 年前の日以後にその財産について無償譲渡等の処分を行ったこと、③上記①の徴収不足と認められることが上記②の無償譲渡等の処分に基因すると認められること、の 3 点である。

(2) 徴収法第 39 条の第二次納税義務制度の

趣旨

納税者が国税を滞納した場合、その納税者の財産について滞納処分を執行することによってその国税を強制的に徴収することが予定されており、そこでは、納税者の財産が滞納国税の引当てとなる。しかし、納税者がその財産を処分した場合において、その対価として処分した財産に見合う何らかの財産を新たに取得している場合にはその新たに取得した財産が滞納国税の引当てとなるものの、処分した財産に見合う財産を取得していない場合、すなわち、無償又は著しく低額な対価での処分や債務免除をしたような場合には、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足することとなることが容易に想定される。

このような場合、その納税者の行ったこれらの処分が詐害行為であるとして、その取消しを求める訴訟を提起し（民法第 424 条）、勝訴判決を得て、その処分によって逸出した財産を納税者に帰属させた上で、その財産に対する滞納処分を行うことによって滞納国税を徴収することが可能な場合もあるが、勝訴判決を得るためには、滞納者と受益者の悪意（詐害の意思）を立証する必要があるほか、詐害行為取消権の消滅時効が 2 年（民法第 426 条）と短いことなど、詐害行為取消権の行使による徴収は、必ずしも容易でない。そこで、徴収法第 39 条は、このような場合における国税の徴収確保の見地から、滞納者及び受益者の悪意を問うことなく、滞納者が行った無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は、義務を免れた第三者に対し、一定の限度で滞納者の納税義務を補充的(二次的)に負担させることとしたものと解される。

以上のことからすれば、徴収法第 39 条の第二次納税義務の制度は、租税徴収確保の観点から、国税の引当てとなっていた滞納者の財産が滞納者の行った無償譲渡等の処分によって逸出し、当該処分によって利益を受けた者がいる場合に、滞納者及び受益者の悪意

を問うことなく、その受益者に対して補充的に滞納者の納税義務を負わせることにより、国税債権の簡易迅速な確保を図ることとしたものであり、本裁決が述べるように、国税債権の確保を図るための詐害行為取消権の行使による逸出財産の取戻しを行うのと同様の効果を得ようとするものであるといえる。

(3) 徴収法第 39 条にいう「無償譲渡等の処分」の意義

上記(1)で述べた徴収法第 39 条の第二次納税義務の要件のうち、徴収法第 39 条に規定する無償譲渡等の処分の意義については、東京地裁昭和 45 年 11 月 30 日判決(判例時報 613 号 23 頁)が、「国税徴収法 39 条の規定する無償譲受人等の第二次納税義務は、滞納者が純粋な経済的動機からは考えられないような処分行為をしたことによって国税の徴収を免れる結果を招来した場合に、当該処分行為により異常な利益を受けている第三者に対して、一定の限度で、滞納者の滞納に係る国税につき納付義務を負担させる制度であるから、同条所定の処分行為は、必ずしも贈与、売買、債務免除、財産分与等特定の行為類型に属することを必要とせず、これら各種の約因を帶有する行為であっても、それによって第三者に異常な利益を与えるものであれば足りる」と判示している^①。また、同条の「第三者に利益を与える処分」について、金子宏教授は、上記東京地裁判決を引用し、第三者に異常な利益を与える行為を広く含むと述べ(金子宏・租税法〔第 17 版〕147 頁)、高松地裁平成 12 年 11 月 20 日判決(公刊物未登載)は、「国税徴収法 39 条の第二次納税義務の制度は、租税負担の公平並びに租税徴収確保の趣旨から、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが滞納者の第三者に対する法定納期限の 1 年前の日以後になした無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除そ

の他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときに、実質的に納税者にその財産が帰属すると認めて、財産を取得し、債務を免れ、あるいは、利益を受けた第三者に二次的に滞納者の納税義務を負担させる制度である。右の見地に照らし、『第三者に利益を与える処分』とは、譲渡及び債務の免除以外の処分で、滞納者の積極財産の減少の結果、広く第三者に利益を与える処分である限り、行為態様に制限はないというべきである。」と判示している。

以上のことからすれば、第三者に対して異常な利益を与える積極財産の減少行為^②であれば、その態様を問わず、徴収法第 39 条にいう「無償譲渡等の処分」に当たると解するのが相当であろう。

(4) 保険金受取人に対する徴収法第 39 条の適用事例の有無等

徴収法は、11 種類の第二次納税義務を定めており^③、徴収法第 39 条が規定する無償譲受人等の第二次納税義務は、最も適用事例の多いものである。

しかしながら、保険金受取人に対して徴収法第 39 条が適用された事例についての裁判例や公表裁決は見当たらず、実際に適用された事例としても、本件が初めてではないかと思われる。

その理由の第 1 点は、滞納者が契約者として保険料を払い込み、保険金受取人が保険金を受け取って利益を得たとしても、そこに無償譲渡等の処分があったといえるのか疑問であるということにあると思われる。すなわち、保険料の払込みは、保険契約に基づく義務の履行として保険会社に対して払い込むものであるから、保険金受取人に対する無償譲渡等の処分ということは困難であり、また、保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に保険金受取人が自己の固有の権利として取得する(原始取得する)のであって、保険契約者である滞納者から承継取得するものではない

い⁽⁴⁾から、保険事故の発生により保険金受取人が保険金請求権を現実取得したとしても⁽⁵⁾、そこに滞納者から保険金受取人に対する無償譲渡等の処分があるといえるのか疑問であるということにあると思われるのである。

第2点目の理由としては、保険料の払込みが滞納者の財産である金員を減少させる処分であるとしても、保険金は保険会社から保険金受取人に対して支払われるものであるから、保険料の払込みと保険金受取人が取得した権利との間に直接の基因関係⁽⁶⁾を認めることが困難であるとともに、通常、保険料の払込みから保険事故の発生までには相当の期間が経過するため、保険料の払込みと徴収不足との間に基因関係を見出しがたいということもあると思われる。

さらに、第3点目の理由としては、保険金受取人は、通常、滞納者の相続人であるため、被保険者である滞納者が死亡した場合には、保険金受取人が滞納者の納税義務を承継する（国税通則法第5条）ので、保険金受取人に対して第二次納税義務を負わせる必要がないことにあると考えられる。

そして、この第3点目の理由に関していえば、本件の保険金受取人である請求人は、滞納者の妻であるが、請求人も含めて相続人全員が相続放棄をしたことによって請求人を含む相続人が滞納者の納税義務を承継しなかったため、徴収不足の状況で何らかの徴収方途を検討する必要性が生じ、過去の財産の処分状況を調査する中で、保険料の払込みが徴収法第39条の無償譲渡等の処分に当たると考え、本件第二次納税義務の告知処分が行われたものと思われる。

(5) 他人のための保険契約に基づく保険金払込みの無償譲渡等の処分該当性について

上記(4)で述べたように、保険金受取人に対して徴収法第39条が適用できるか否かについては、無償譲渡等の処分に該当するものがあるか否かが問題となるので、この点につい

て検討する。

保険契約者が保険金の受取人を第三者とするいわゆる他人のための生命保険契約は、保険事故が発生したときに、保険金受取人として指定された当該第三者に利益を与える目的で締結されるものである（保険法第42条、平成20年法律第57号による改正前の商法第675条1項参照）。そして、この契約に基づく保険料の払込みは、保険契約者が保険会社に対して保険契約上の義務を履行するものではあるが、それによって、保険契約者の財産（金員）が減少することは疑いようがなく（保険契約者が解約返戻金を取得するとしても、その額は払込保険料より低額である。）、保険事故が発生した場合、保険金受取人は、無償で保険金支払請求権を取得し、利益を受けることになる。

このように、他人のための保険契約に基づく保険料の払込みは、保険事故が発生したときに、保険金受取人に対して無償で利益を与える目的で財産を処分するものであるから、徴収法第39条の無償譲渡等の処分に該当するといえそうである。

もっとも、上記(3)で述べたとおり、同条にいう「無償譲渡等の処分」が、第三者に異常な利益を与える財産減少行為をいうものと解され、他人のための生命保険契約が、通常、被保険者の死亡後における遺族の生活を保障するために締結されることからすれば、いかなる場合であっても滞納者のした保険料の払込みが同条の「無償譲渡等の処分」に当たるとするのは疑問といえよう。

この点については、最高裁平成16年10月29日第二小法廷決定（民集58巻7号1979頁）が、「被相続人を保険契約者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、保険金の額、この額

の遺産の総額に対する比率、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して、保険金受取人である相続人と他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、特別受益に準じて持戻しの対象となる」旨を判示していること、滞納者が法定相続分を大きく下回る財産を取得することとした遺産分割協議によって、法定相続分を大きく上回る財産を取得した者に対して徴収法第39条の第二次納税義務を課することができるか否かが争われた事案について、最高裁判平成21年12月10日第一小法廷判決（民集63巻10号2516頁）が、「国税の滞納者を含む共同相続人間で成立した遺産分割協議が、滞納者である相続人にその相続分に満たない財産を取得させ、他の相続人にその相続分を超える財産を取得させるものであるときは、国税徴収法39条にいう第三者に利益を与える処分に当たり得るものと解するのが相当である。」と判示し、同判決が「当たり得る」と述べている点について、「遺産の分割は、必ずしも相続分どおりに行われるものではなく、共同相続人中に特別受益者や相続財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは具体的な相続分は法定相続分と異なるものであり、また、遺産の分割は『遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情』を考慮して行われるものである。このような一切の事情を考慮して行われた遺産分割協議が、保護に値する合理的なものであると認められる場合には、これを『第三者に利益を与える処分』に当たるものとみて徴収法39条を適用することは相当でないといえる。」と解説されている（法曹時報64巻5号958頁以下）ことからすれば、本裁決

が述べるように、保険契約者の職業や地位、資力、遺族の人数・年齢、国税の納付・徴収と保険料の払込みとの関係を総合的に考慮して、当該保険料の払込みが保険事故発生により保険金受取人に異常な利益を与えるものであると評価できる場合、すなわち、社会通念に照らしてもなお保険金受取人に異常な利益を与えるために保険契約が締結され、保険料が払い込まれた場合にのみ、その払込みが徴収法第39条にいう「無償譲渡等の処分」に当たるものと解するのが相当であろう。

(6) 無償譲渡等の処分と保険金請求権取得との基因関係等について

次に、上記(4)で述べた保険金受取人に対する徴収法第39条の適用事例がこれまでになかった理由の第2点目の保険料の払込みと保険金受取人が現実に取得した保険金請求権との間の基因関係について検討する。

この問題は、保険料の払込みによって滞納者の財産が減少したとしても、保険金は保険会社から保険金受取人に対して支払われるものであって、滞納者が保険金受取人に対して直接に財産処分行為をしていない以上、保険料の払込みと保険金受取人の保険金請求権の取得との間に直接の基因関係を認めることが困難であるというものであるが、徴収法第39条の条文からすれば、本裁決が述べるように、滞納者の財産処分行為と受益者の受けた利益との間に基因関係が認められれば足り、滞納者が受益者に対して直接財産処分行為を行っていることまで要するものではないと解するのが相当であろう。

また、保険料の払込みと徴収不足との間の基因関係の有無も問題となるが、徴収不足であるか否かは、第二次納税義務の告知処分時の現況により判断すべきものであり、当該無償譲渡等の処分がなかったならば、徴収不足を生じなかったであろうといえることができる場合には、無償譲渡等の処分と徴収不足との間に基因関係を認めるのが相当である（東京

高裁昭和 52 年 4 月 20 日判決・訟務月報 23 卷 6 号 1117 頁参照) から、徴収法第 39 条の規定による第二次納税義務の告知処分をしようとするときにおいて、徴収不足であれば、基因関係を認めることができると考えられる⁽⁷⁾。

(7) 徴収法第 39 条の「受けた利益」について

上記(6)で述べたとおり、社会通念に照らしてもなお保険金受取人に異常な利益を与える目的で保険契約が締結され、保険料が払い込まれた場合、その払込みが徴収法第 39 条の「無償譲渡等の処分」に当たると解されるが、同条を適用する場合における第二次納税義務の限度、すなわち、同条の「受けた利益」がいくらになるかということも問題となる。

この点については、保険金受取人が受けた利益は保険金の額であるから、その額が第二次納税義務の限度になるとの見解もあり得る。

しかしながら、徴収法第 39 条の第二次納税義務の制度が、国税債権確保のための詐害行為取消権の行使による逸出財産の取戻しを行うのと同様の効果を得ようとするものであり、滞納者の財産処分行為がなければ処分された財産から徴収できたと認められる額を限度として当該財産処分行為の受益者に第二次納税義務を負わせるものと解され、また、当該処分行為は滞納国税の法定納期限の 1 年前の日以後にされた財産処分行為のみを対象としていることからすれば、保険金受取人が負う第二次納税義務の限度額は、保険契約者が滞納国税の法定納期限の 1 年前の日以後に払い込んだ保険料相当額に限られるといわざるを得ず、本判決もこのような考え方に基づいて、請求人が受けた利益の額を判断している。

(8) 本判決の評価

以上のとおり、本判決の考え方は妥当なものであると考えられる。ただ、公表された判決においては、請求人が受け取った保険料が 4 億円弱であるほか、保険契約者の職業、遺族の人数等は明らかにされているものの、国

税の納付・徴収の状況や払込保険料の額は明らかにされていないため、本判決の妥当性については、直ちに評価しがたい面はある。この点については、おそらく国税の納付回数・納付額が少ないのに対して、高額な保険料を継続的に払い込んでいた事案であったと推測され、そうであれば、妥当な判断といえるのではないと思われる。

なお、本件のように、滞納者を保険契約者兼被保険者とする保険契約に基づいて保険金受取人が保険金支払請求権を取得した場合における徴収法第 39 条の適用について、本判決が述べているように、保険契約者である滞納者の職業や地位、資力、遺族の人数・年齢、国税の納付・徴収と保険料の払込みとの関係等を踏まえて社会通念に照らして判断するとすれば、同条が適用される事例は、極めて少ないのではないと思われる。

このことからすれば、本件は、非常に特殊な事案であると思われ、また、今後、保険金受取人に対して徴収法第 39 条の規定が適用される事例は極めて少ないと思われるが、本判決は、これまでの裁判例や判決例の事案では問題とならなかった点について判断しており、先例的意義を有するものといえよう⁽⁸⁾。

《参考文献》

- 吉国二郎ほか編著『国税徴収法精解〔平成 21 年改訂版〕』大蔵財務協会
浅田久治郎ほか『第二次納税義務の実務と理論』大蔵財務協会
大森忠夫『保険法』有斐閣

⁽¹⁾ 同判決は、本文記載の判示に続けて、「無償又は、著しく低い対価による譲渡等であっても、実質的にみてそれが必要かつ合理的な理由によるものであると認められるときは、右の処分行為に該当しないと解するのが相当である」と判示した上で、滞納者からその妻であった原告に交付された金員は、原告が滞納者所有の土地に有していた借地権を放棄したことの代償の意味、離婚を前提

とする慰謝料、財産分与等の意味合いを有するものであるから、必要かつ合理的理由に基づくものであるとして、徴収法第 39 条に基づく第二次納税義務の告知処分を取り消したが、同判決に対しては、滞納者が原告に交付した金員は上記の借地権放棄等の対価として交付されたものといえるのであるから、対価関係の有無及び受けた利益の有無を問題とすべきであり、必要かつ合理的理由の有無によって徴収法第 39 条の適用の可否を決すべきではないと解するのが相当であるとの批判がある（荒川雄二郎「国税徴収法第 39 条の成立要件である無償譲渡等の処分行為の意義」税務事例 3 巻 4 号 26 頁）。また、最高裁昭和 53 年 2 月 17 日第二小法廷判決は、「無償又は著しく低い対価による譲渡であっても、実質的にみてそれが必要かつ合理的な理由に基づくものであると認められるときは、徴収法第 39 条に規定する無償譲渡等の処分には該当しないと解すべきである」との上告人の主張を、独自の見解であるとして排斥している。さらに、必要かつ合理的理由の有無によって徴収法第 39 条の適用の可否を決するとすると、滞納者や受益者の主観によって徴収法第 39 条の適用が左右されることになるが、徴収法第 39 条の規定は、このような主観的要素を要件としていると考えるのは困難である。したがって、「必要かつ合理的な理由」の有無によって、同条の適用の可否を判断することは相当でないと考えられる。

(2) 本文中に掲記した高松地裁平成 12 年 11 月 20 日判決は、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与える処分であれば足り、その利益が異常な利益であることまでは要しないと判示しているようにも読めるが、徴収法第 39 条が、財産の低額譲渡があった場合、「著しく低い額の対価による譲渡の場合のみ対象としていることからすれば、第三者に生じる利益が異常な利益であることを要すると解すべきであろう。また、無償譲渡等の処分については、「通常の経済取引とは異なり、経済的合理性を欠く積極財産の減少行為で、第三者に異常な利益を与えることになるもの」と言い換えることもできよう。

(3) ①無限責任社員の第二次納税義務（徴 33）、②清算人等の第二次納税義務（徴 34）、③同族会社の第二次納税義務（徴 35）、④実質所得者課税が

行われた場合の第二次納税義務（徴 36 一）、⑤資産の譲渡等を行った者の実質判定による課税が行われた場合の第二次納税義務（徴 36 二）、⑥行為計算否認規定による課税が行われた場合の第二次納税義務（徴 36 三）、⑦共同的な事業者の第二次納税義務（徴 37）、⑧事業譲受人の第二次納税義務（徴 38）、⑨無償譲受人等の第二次納税義務（徴 39）、⑩人格のない社団等の財産名義人の第二次納税義務（徴 41①）、⑪人格のない社団等の財産払戻し等があった場合の第二次納税義務。

(4) 大判昭 11.5.13 民集 15 巻 877 頁、最三小判昭 40.2.2 民集 19 巻 1 号 1 頁及び最一小判平 14.11.5 民集 56 巻 8 号 2069 頁参照。

(5) 判例は、保険金請求権は保険契約の効力発生と同時に保険金受取人が自己の固有の権利として取得すると判示している（前掲注(4)参照）が、保険事故発生前に保険契約が解約されることも、保険金受取人が変更されることもあるため、保険金受取人の権利は、保険事故が発生するまでは不安定なものであり、保険金受取人は、保険事故が発生したときに、現実には保険金請求権を取得することができる。

(6) 徴収法第 39 条の規定により第二次納税義務を負う者は、無償譲渡等の処分によって権利を取得した者又は義務を免れた者であるから、無償譲渡等の処分と権利の取得又は義務の消滅との間に基因関係が認められることが必要となる。

(7) 徴収法第 39 条の第二次納税義務の納付告知処分時において徴収不足となっている以上、無償譲渡等の処分がされていないとすればその無償譲渡等の処分の対象となった財産からその価額相当額の国税を徴収することができたといえるのであるから、そこに基因関係を認めることができる。

(8) 本裁決は、生命保険契約に基づく保険料の払込みが徴収法第 39 条の「無償譲渡等の処分」に当たるか否か、保険料の払込みと保険金受取人が現実に取得した保険金請求権との基因関係、保険金受取人が受けた利益について、これまでの裁判例等からは明らかであるとはいえない論点について判断しており、取消訴訟が提起された場合に、裁判所がどのような判断をするか興味のあるところではあるが、本件についての取消訴訟は提起されなかったようである。